

令和3年度社会福祉法人新城福社会事業計画

令和3年4月

1	本部事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P1
2	レインボーはうす事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P6
3	レインボーのお菓子やさん事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P8
4	居宅介護事業所レインボーはうす事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P9
5	新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P10
6	サポートホームしんしろ・ほうらい・第2しんしろ事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P11
7	短期入所事業所矢部ホーム事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P13
8	西部福社会館(生活介護)事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P14
9	西部福社会館地域活動支援センター事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P15
10	西部福社会館高齢者ふれあい相談センター事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P16
11	西部福社会館指定管理業務に関する事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P16
12	東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P17
13	新城市基幹相談支援センター事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P18
14	新城市生活困窮者等就労準備支援事業計画	・ ・ ・ ・ ・	P19

本部事業計画

社会福祉法人新城福社会の理念

～ともに働き、ともに学び、ともに生きる～

- 「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おう」とする互助精神を基本とします。
- 共に生きるという共生理念に立って、地域において様々な形で福祉を支えあう文化の形成に貢献します。
- 障がいのある人もない人も平等に生活できる社会（ノーマライゼーションの実践）の実現を目指します。
- 障がいのある人の自己決定・自己実現を尊重した自立支援・生活支援・社会参加を基本とします。
- 本人・スタッフ・保護者・地域の人々と協働、連携した法人運営に努めます。

1. 法人本部（全般）

【 目 標 】

- ①経営、管理、運営、支援の4つの柱に責任を持ち、遂行する新たな組織体制を構築する。詳細は別紙、令和3年度新城福社会組織体制図参照。
- ②国・県・市の第6期障害福祉計画を踏まえて、社会福祉法人新城福社会第5期中長期計画を策定する。
- ③令和3年度社会福祉施設整備事業による第2矢部ホームの建設に合わせて、レインボーはうす敷地並びにその周辺の再整備を実施する。
- ④新たな委託事業である新城市生活困窮者等就労準備支援事業を軌道に乗せる。
- ⑤コロナ禍において支援サービスを必要最小限で維持継続して来たが、支援水準の向上については福祉サービス等管理責任者会議において、感染症対策については感染症対策委員会において協議、検討、実行していく。
- ⑥人材確保策として家族会、後援会の協力の下で立ち上げた「助け合い虹ネットバンク」を継続すると同時に、新卒求人を実施する。
- ⑦第三者評価の指摘を受けて、人事考課と連動したキャリアパスの設定とサービス向上委員会（仮称）の整備を検討する。

2. 法人本部事務（労務・経理）

- ①資金の動きについて各サービス区分及び全体の把握に努める。
- ②顧問の会計事務所(TKC)の定期的なサポートや外部監査により、正確な処理に努める。
- ③顧問の社会保険労務士の定期的なサポートを受けながら、労務関係の法令を遵守する。
- ④処遇改善加算・特定処遇改善加算を活用し、職員の賃金改善に努める。
- ⑤業務執行理事、事務職員で毎朝打合せを行うことにより、事務所内の情報共有とスムーズな事務処理に努める。

3. 安全衛生委員会

- ①安全衛生管理規程に則り、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として、月に1回以上開催する。
- ②ストレスチェック実施規程に則り、毎年9月15日から9月末日の間に実施する。
- ③深夜業従事者（夜間支援従事者で週1回、月4回以上の者）に対して年2回の健康診断を実施する。

④令和3年度安全衛生委員

	役職名	氏名
委員長	理事長	夏目みゆき
産業医	医師	米田正弘
議長	業務執行理事・管理者	長坂 宏
委員	管理者	小林隆幸
委員	管理者	松原宏昌
委員	なし	長谷佑樹
委員	なし	笹野愛子

4. 虐待防止委員会

①本年度の重点目標

- ・虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策を検討する。
- ・虐待相当事案が発生した際には速やかに臨時虐待防止委員会を開催する。また、その場合は各自治体の虐待防止センターとの連携を密にしていく。
- ・虐待防止研修を法人職員全体研修に位置付け、年1回研修を実施する。その他、各事業部門にて必要に応じて研修会を開催する。
- ・虐待防止チェックリストの記入・集計。
- ・下記その他、必要に応じて虐待防止委員会を開催する。

②年間スケジュール

月	内容	備考
4月	第1回虐待防止委員会（事業報告）	虐待防止委員会
6月	第2回虐待防止委員会（研修内容検討）	虐待防止委員会
9月	虐待防止に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
//	虐待防止チェックリスト配付・記入	各事業部門
2月	第3回虐待防止委員会（事業計画）	虐待防止委員会

③令和3年度虐待防止委員

委員	職名	氏名	備考
委員長	理事長	夏目みゆき	
虐待防止責任者	業務執行理事・管理者	長坂 宏	
虐待防止責任者	管理者	小林隆幸	
虐待防止責任者	管理者	松原宏昌	主任虐待防止委員
虐待防止責任者	管理者	渡邊竜夫	
虐待防止責任者	管理者	藤田洋孝	
虐待防止委員	管理者・サービス管理責任者	北川哲也	虐待防止委員統括責任者
虐待防止委員	サービス管理責任者	岡本美津代	
虐待防止委員	サービス管理責任者	大原直樹	
虐待防止委員	サービス提供責任者	渡辺敏弘	

5. 防災委員会

①本年度の重点目標

- ・各事業で年間防災訓練計画に従い、訓練毎に実施要綱を作成し、訓練を実施する。
- ・事業の形態や収容人数、建物の構造など、実態にあった想定のもと訓練を行い、不測の事態に

備える。

- ・災害時に地域と協力体制を取ることが出来るよう、災害時要援護者名簿の更新を行う。
- ・通所系・居住系の事業所については、新城市が行う防災訓練に参加し、地域との連携体制強化に努める。
- ・各事業で定めた重点目標が達成できるよう訓練を行い、年度末に達成状況を確認する。
- ・各事業で訓練実施後、反省を記録し、委員会へ報告する。委員会は、各事業の反省等の情報を公開し、改善に努める。
- ・夜間宿泊型避難訓練等、事業間で共同して訓練を実施する。
- ・職員緊急連絡網を使用した伝達訓練を各事業で年に2回行う。その内の1回はグループホーム設置場所より半径2km圏内在住の職員による伝達訓練とする。

②年間スケジュール

- ・各事業部門は、1年間に6回以上訓練（緊急連絡網の伝達訓練を含め）を実施する。
- ・訓練の詳細、時期等は各事業の年間防災計画に定める。

③令和3年度防災委員

委員(担当)	氏名
委員長	松原宏昌
レインボーはうす	長谷佑樹、小田和馬、辻田吉範
レインボーのお菓子屋さん	岡本美津代
西部福祉会館	水野悠和
居宅介護事業レインボーはうす	渡辺敏弘
新城市基幹相談支援センター 新城市相談支援事業所レインボーはうす 東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル	山本学
サポートホームしんしろ、サポートホーム第2しんしろ、サポートホームほうらい、短期入所	北沢裕亮、ホーム防災係

6. 感染症対策委員会

①本年度の重点目標

- ・感染症対策委員会を整備する。
- ・社会福祉法人新城福祉会新型コロナウイルス対応マニュアル(≒BCP)の見直しを必要に応じて行なう。
- ・各事業部門の感染症対応マニュアルを確認、共有し、法人全体に感染症に関する普及啓発活動を行なう。

②年間スケジュール

- ・1年間に3回感染症対策委員会を実施する。なお、必要な時にはこの限りではない。

③令和3年度感染症対策委員

委員	職名	氏名	備考
委員	看護師	照井聖子	委員長
委員	業務執行理事	長坂宏	副委員長
委員	管理者	小林隆幸	副委員長
委員	サービス管理責任者	岡 裕子	
委員	看護師	加藤有子	

7. 研修委員会

①本年度の重点目標

- ・業務遂行に必要な知識の向上、技能の習得。
- ・創造力と合理的判断力、併せて旺盛な実行力と積極的な指導力を有する職員の養成。

②本年度実施する研修

研修名	対象職員
法人職員全体研修	全法人職員
新規採用職員研修	入職から1ヵ月以内の職員
新人職員研修	法人在籍おおよそ半年未満の職員
新人職員実践研修	法人在籍おおよそ半年～1年未満の職員
初級研修	法人在籍おおよそ1年～3年未満の職員
中級研修	法人在籍おおよそ3年～5年未満の職員
上級研修	法人在籍おおよそ5年以上の幹部職員

※法人職員全体研修は年3回（市民福祉フォーラム、新年の集いは除く）開催する。

※地域の新型コロナウイルス感染状況を考慮し、実施形態については適宜判断する。

③外部研修の報告について

- ・外部研修履修半年後、効果測定として「研修効果測定書」の提出を義務付ける。

④その他研修について

- ・各事業部門において、適宜研修会等を開催していく。
- ※上記の研修について、実施主体は各事業部門になるが、内容把握に努める。

⑤OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の強化について

- ・新規採用職員研修において、OJT担当制を取る。

⑥人事考課制度における考課者訓練について

- ・上級研修において、考課者訓練を実施する。

⑦令和3年度研修委員

委員	職名	氏名	備考
研修委員	生活支援員	荒川淳矢	委員長
研修委員	サービス管理責任者	大原直樹	副委員長
研修委員	相談支援専門員	野澤敦子	
研修委員	生活支援員	遠山京子	
研修委員	職業指導員	松井美穂	

8. 広報委員会

①本年度の活動内容

- ・機関紙の発行（7月、1月）
- ・ホームページの運用
- ・機関紙およびホームページの有効活用など在り方の検討

②年間スケジュール

月	内容
4月	第1回 広報委員会（7月機関紙の検討、発行準備）
7月	第2回 広報委員会（機関紙、ホームページに関する協議）
10月	第3回 広報委員会（1月機関紙の検討、発行準備）
1月	第4回 広報委員会（機関紙、ホームページに関する協議）

- ・上記の他、必要に応じて広報委員会を開催する。
- ・機関紙やホームページの検討については、広報委員以外の意見も取り入れる。

③令和3年度の広報委員

所 属 (職名)	氏 名	備 考
障害者就業・生活支援センター ウィル (センター長)	藤田 洋孝	
レインボーはうす (生活支援員)	森田 芳弘	
レインボーはうす (就労支援員)	野澤 寛未	委員長
法人本部 (事務員)	長谷 佑樹	
サポートホーム (世話人)	藤本 忍	

※必要に応じ、委員の増員を検討する。

レインボーはうす事業計画

1. 多機能型事業所全体として

- ①個別ニーズに即した支援を組み立て、生活介護、就労移行支援、就労定着支援の役割、機能を押し寄せた上で、多機能である強みを生かして自立支援、社会参加(※)を促進して行く。 ※移動販売車の活用、子ども食堂への参画、弁当配達、レンタルアート等。
- ②利用者、家族のサービス満足度調査を実施する。
- ③職員配置等に応じて業務分担(表)を更新し、日常業務を遂行する。
- ④法人としてジョブコーチ1名体制を堅持することに協力するとともに、新たに1名のジョブコーチを育成する。

2. 事務経理について

経理、労務等の事務情報を共有し、事業運営ができるように心掛ける。

3. 生活介護事業

サービス管理責任者 北川哲也

定員 34名 利用現員 36名(R3.4.1現在)

- ①生活介護事業において、主たる事業所及び従たる事業所において、日中活動に取り組む。
主たる事業所・・・レインボーはうす(利用現員27名)
従たる事業所・・・オレンジピント(利用現員9名)
- ②昼食工房で弁当配達、移動販売車を活用した販売に参加する。弁当等製造販売売上目標を9,600,000円とする。
- ③重度障害者支援者養成(基礎)研修修了者を3名配置し、15名分の重度障害者支援加算を算定できるようにする。
- ④理学療法士を中心に、職員が連携して日常生活場面においてリハビリテーションの視点を加えた支援を行う。
- ⑤腰痛予防、安心、安全な支援を提供するために、ノーリフトケアについて情報収集、介護機器の導入については実施する。

4. 就労移行支援事業

サービス管理責任者 後藤 路

定員 6名 利用現員 7名(R3.4.1現在)

- ①一般就労への意欲、可能性に応じて積極的に支援する体制を築くために、企業訪問あるいは障害

- 者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワーク等と連携して、情報交換を行う。
- ②利用者のアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施する。
 - ③就労支援に結びつく施設外支援（職場実習）、施設外就労の開拓を実施する。
 - ④目標就労者を2名以上とする。

5. 就労定着支援事業

サービス管理責任者 後藤 路

- ①定着支援が円滑に進むよう、企業や障害者就業・生活支援センターと情報を共有する。
- ②関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施する。

6. 訪問型ジョブコーチ（職場適応援助者）による職場適応援助事業

- ①訪問型職場適応援助者1名体制で、年間3名のジョブコーチ支援を目標とする。
- ②定着率（職場適応援助の終了後、6ヶ月経過後に雇用が継続している者の率）が50%を超えるように職場適応援助を実施する。

7. 防災について

- ①レインボーはうす職員、利用者の1週間分の水、非常食の備蓄を目標とする。

8. 職員研修について

- ①研修委員会の計画に従い、各種研修（新規採用、新人、新人実践、初級、中級、上級、職員全体）に参加する。職員（常勤・非常勤）全体での研修は年3回（7/24、9/18、3/12）と市民福祉フォーラム（12/4）、新年の集い（1/15）とする。別紙、年間レインボーはうす職員休日カレンダー参照。
- ②4/24、5/15、11/20の土曜日午後を活用したレインボーはうす職員（常勤・非常勤）研修等は職員の意見を取り入れながら管理者、サービス管理責任者等で企画立案、運営していく。なお、2/19(土)は次年度の事業計画会議。

9. 苦情解決制度について

- ①苦情解決委員会規程に基づき、利用者、家族に制度の周知を図り、苦情の申立てを行いやすい体制を整備する。
- ②解決した苦情については定期的にホームページにアップする。

10. サービス評価について

- ①第三者評価機関(中部評価センター等)のサービス評価項目を活用して自己評価を実施する。

11. 家族会について

- ①新城福祉会の日中活動事業所（レインボーはうす、西部福祉会館、レインボーのお菓子やさん）の合同家族会として位置付ける。
- ②新城福祉会本部事務局より2名が顧問として参加し、自主的組織である家族会の運営が円滑に進むように協力する。（顧問は2名 長坂・笹野）
- ③家族会の勉強会として位置付けができるように市民福祉フォーラムに関する情報を早く提供する。

レインボーのお菓子やさん事業計画

1. 事業について

開所時から取り組んできた職員のジョブローテーションを継続し、職員、利用者ともにスキルアップの機会を持ち、継続して働くことのできる支援を提供していく。また、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行う。併せて、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、菓子製造販売・施設外就労等を通して社会参加の機会を増やす。『地域で働く』ために障害者優先調達法を絡めて適正な請負額の交渉に努め、所得保障を行なう。継続利用の困難な利用者さんには、日中一時支援サービスを提供し、特性に合った支援を組み立てていく。厨房機器については、耐用年数が過ぎている物も多く見られる為、引き続き随時点検を行い、安全に作業ができるよう、環境を整備していく。

2. 運営の方針

指定就労継続支援事業B型レインボーのお菓子やさん運営規程に従って運営していくものとする。

3. 令和3年度目標 定員20名 ※利用現員18名(R3.4.1現在)

- ①目標工賃を設定し、工賃向上計画に基づき、目標工賃達成指導員と共に工賃アップに取り組む。なお、令和3年度の目標工賃は平均月額30,050円とする。
- ②就労移行支援事業利用終了者に対しても、再度一般就労にチャレンジできる支援体制を整備する。
- ④福祉的就労を継続できるように日常生活を含めた支援を実施し、所得保障を行う。
- ⑤施設外就労チームの防災用品（ヘルメット等）の整備をする。
- ⑥助成金を活用し、施設外就労チームの送迎車を整備する。
- ⑦福祉サービス提供の質の向上を目的に福祉サービス第三者評価を受審する。

菓子製造販売 ◆売上目標：8,000,000円

- ・クッキー、焼菓子等の製造販売を通じ、仕事をする上でのスキルを身につけられるよう環境を整える。また感染防止対策を行い、地域のイベント等へ参加する。
- ・食品を扱う為、HACCP方式の衛生管理計画に基づき、衛生面、整理整頓、安全等に十分配慮する。
- ・レインボーのお菓子やさんマニュアルに基づき運営する。尚、マニュアルは必要に応じて見直しを行う。

施設外就労 ◆売上目標：3,750,000円

【企業簡易下請作業、清掃作業】 契約企業：トンボ鉛筆株式会社、新城市民病院

施設外作業 ◆売上目標：750,000円

【法人内下請作業】レインボーはうす、西部福祉会館

- ・各々が持っている作業能力を最大に発揮出来るように支援する。
- ・レインボーのお菓子やさん施設外就労マニュアルに基づき支援する。

居宅介護事業所レインボーはうす事業計画

1. 事業内容

新城市、豊橋市、豊川市、東栄町、設楽町、豊根村に在住の身体・知的・精神に障害のある方を主たる対象に居宅介護（家事援助・通院等介助・身体介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）、移動支援、及び私的契約（安否確認）を行なう。

2. 職員体制

管理者1名【介護職員初任者研修修了者】1名

サービス提供責任者1名 内訳【介護福祉士】1名

常勤職員6名（内3名兼務） 内訳【介護福祉士】2名【介護職員初任者研修修了者】4名

非常勤職員3名（内1名兼務）

内訳【介護福祉士】1名【介護職員初任者研修修了者】1名【看護師】1名

3. 基本事業

- ① 移動支援事業
- ② 居宅介護事業
- ③ 行動援護事業
- ④ 同行援護事業
- ⑤ 福祉有償運送事業
- ⑥ 私的契約事業

4. 令和3年度重点目標

- ① 加算に対応できる質の高い支援および支援体制の整備
ヘルパー会議を中心に支援者間での情報伝達を適切に行ない、報告体制を整備する。
ヘルパー会議を月2回行い利用者増加により不足しがちな、情報の共有や支援上の工夫や困りごと相談等を行う。職員研修計画を策定し、スキルアップを行なう。
- ② アセスメントに基づいた支援体制作り
日々の支援の中で、アセスメントを心がけ利用者理解を深める。合わせて、居宅介護計画や支援計画シート等（行動援護）の作成と更新に務め、必要に応じ利用者の支援内容や支援時間の見直しを行う。
- ③ 利用者増加に伴う調整について
特に食事や通院など生命の維持に必要な支援申込みを優先するとともに、公平な支援の調整ができるよう努力する。
- ④ 災害時の体制整備
「年間防災訓練計画」をたて、ヘルパーのスキルアップのための研修機会を設ける。
利用者宅及び外出先での避難訓練を実施し、利用者の防災意識向上にも努める。

新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす事業計画

1. 事業所

事業所名：新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
事業の種類：相談支援事業（委託、指定特定、指定一般、指定障害児）
職員配置：管理者1名常勤、兼務：ウィル管理者
相談支援専門員4名（常勤）事務兼相談員1名（非常勤）
内訳【社会福祉士】3名 【介護福祉士】2名
【精神保健福祉士】1名

新城市相談支援業務委託費：13,800,000円

地域アドバイザー業務委託費：1,800,000円

※東三河北部圏域地域アドバイザー：渡邊管理者（愛知県より法人受託）

重症心身障害児等居場所づくり事業委託費：308,000円

2. 基本方針

事業に当たっては、当事業運営規定に従い、利用者又は障害児が自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3. 基本事業

地域生活支援事業の必須事業として相談支援事業を下記7項目で展開する。

- ①福祉サービスの相談や申請援助
- ②社会資源を活用するための支援
- ③社会生活力を高めるための支援
- ④権利の擁護のために必要な支援
- ⑤専門機関の紹介
- ⑥自立支援協議会への協力
- ⑦東三河北部圏域連絡会議への参加

4. 令和3年度重点目標

基幹相談支援センターとの連携をはじめ、委託相談支援事業所として自立支援協議会の機能を強化できる取り組みを進めていく。また、「障害者の日常生活又は社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、丁寧な対応に心掛け基本相談支援と計画相談支援に取り組んでいく。これらの事をふまえ、下記5項目を重点目標として展開する。

- ①新たな加算に対応できる質の高い支援と専門性の高い相談支援体制の継続
- ②「地域移行」「地域定着」支援体制の構築
- ③自立支援協議会への積極的参加と運営
- ④災害時要援護者の把握ができる仕組みづくりへの取組
- ⑤各関係機関とより綿密な連携体制を構築し、支援充実に取り組む。

サポートホーム（しんしろ・ほうらい・第2しんしろ）事業計画

1. 事業の目的

サポートホームでの地域生活を希望する利用者が、共同して日常生活を営むことが出来るよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助、または食事や入浴の介助を行うことを目的とする。

2. 業務内容

①食事提供 ②健康管理 ③金銭管理 ④日中活動支援 ⑤余暇活動支援

3. 入居定員

【サポートホームしんしろ（入居定員17名）】

- ・平井ホーム（入居定員4名）
- ・石田ホーム（入居定員5名）
- ・市場台ホーム（入居定員4名）
- ・第2石田ホーム（入居定員2名）
- ・第1サテライト西新町（入居定員1名）※令和3年4月30日まで
- ・第2サテライト西新町（入居定員1名）（継続申請中）

【サポートホームほうらい（入居定員8名）】

- ・長篠ホーム（入居定員4名）
- ・矢部ホーム（入居定員4名）

【サポートホーム第2しんしろ（入居定員11名）】

- ・万福ホーム（入居定員7名）
- ・八幡ホーム（入居定員4名）

4. 個別支援計画

アセスメントを行い、その利用者の状況や希望に応じた支援計画を作成する。

定期的（6ヶ月ごと）にモニタリングを実施し、利用者のニーズの変化に対応する。職員への回覧を徹底し、支援内容の共通把握に努める。

5. 虐待防止の取り組み

権利擁護委員会と連携し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修を行い、事業所内での虐待防止に努める。

平成30年に作成したサポートホーム独自の虐待防止チェックリストの内容を更新する。

6. 苦情解決について

日常的に利用者からの相談を受け付け、苦情等が発生した場合には世話人（登録世話人を含む）、苦情解決担当職員と連携をとり迅速に対応していく。

7. 世話人会、ホーム会について

ホームの運営状況、利用者支援、ホーム内の改善事項等について話し合う場を設ける。世話人の資質向上の為、研修委員会等と連携し、年間研修を組み立てる。

（新型コロナウイルス感染拡大防止策を考慮した開催とする。）

8. 非常災害時・緊急時の対策

①緊急時の対策

日頃から利用者の健康状態把握に努め、利用者の容態に急変があった場合は、主治医また

は協力医療機関にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。

②非常災害時の対策

法人防災委員会およびホーム防災係と連携し、火災、大規模地震などの災害に備え、2か月に1回、各ホームにて防災訓練を実施する。日程を事前に決め、確実な実施に努める。

※非常災害時の連携を強化するために、ホーム設置地区の区長、民生委員との情報共有を図る。

※年に1回以上、各地区の指定避難場所への避難訓練を実施する。

※年に1回以上、夜間帯での避難訓練を実施する。

9. 重点目標

【サポートホームしんしろ・ほうらい・第2しんしろ】

- ① 創設ホーム（第2矢部ホーム）建設に向けたスケジュールを作成。設計会議などでハード面を具体化させるとともに、職員配置の構想や利用者の受け入れ態勢等ソフト面を検討する。
- ② 他事業部門と連携を取り合い、円滑な支援が出来るように努める。
具体的な取り組みとして、日中支援事業所等の職員の世話人兼務体制やバックアップによる協力体制の強化を図る。
- ③ 新城福祉会新型コロナウイルス対応マニュアル（BCP）に合わせた感染対策を継続する。主な感染対策として、環境整備や日常的な消毒および検温等の体調管理を継続していく。
- ④ 新都市生涯現役促進地域連携協議会が行う高齢者対象の就職説明会や求人チラシ作成支援事業等を活用して、世話人の確保及び育成に努める。
- ⑤ 各ホームスタッフ会等を開催し、利用者支援等の情報共有と統一を図る。
- ⑥ 第1サテライト西新町閉鎖（4月30日サテライト型ホーム運営期間満了）に伴い、サポートホームしんしろにおいて、第2石田ホームの定員増加を早期に検討する。
- ⑦ サポートホームほうらいにおいて、第三者評価を受審する。
- ⑧ 夜勤を実施している従業員は健康診断を年2回実施し、健康状態の把握に努める。
- ⑨ 各ホームの経年劣化による建物および設備の修繕必要箇所について、運営状況を見ながら随時修繕等を検討していく。
- ⑩ 強度行動障害支援者養成基礎研修・実践研修等の受講修了者を配置し、より良い質のサービスを提供できるようにしていく。

短期入所事業所矢部ホーム事業計画

1. 支援内容

①食事 ②健康管理 ③入浴介助 ④排泄介助 ⑤洗面・身体整容 ⑥余暇活動支援

2. 利用定員

・1名

3. アセスメントと記録

- ・事前にアセスメントを行い、利用者の状況や希望を把握し、支援に活かす。
- ・利用状況などを随時記録する。(ケース記録)

4. 送迎サービスの実施

自力または家族等の送迎が困難な利用者に対して、自宅までの送迎サービスを行う。

5. スタッフ会について

短期入所事業所矢部ホームの運営状況、利用者支援などについて、改善事項の話し合いや職員間の情報の共有の場を設ける。また、同一建物内で行われているグループホーム事業の職員とも支援体制の統一を図る。また、職員の資質向上のために研修会を行う。

6. 非常災害時・緊急時の対策

- (1) 利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関(新城市民病院)にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。
- (2) 火災・大規模地震などの災害に備え、2ヶ月に1回の防災訓練を実施する。
- (3) 夜間緊急時は、サポートホーム管理者、サービス管理責任者、世話人、夜間対応職員と連携を取り合い対応する。緊急通報装置を活用する。

7. 重点目標

- ①短期入所事業所併設の創設ホーム(第2矢部ホーム)建設に向けたスケジュールを作成。設計会議などでハード面を具体化させるとともに、職員配置の構想や利用者の受け入れ体制等ソフト面を検討する。
- ②新城福祉会新型コロナウイルス対応マニュアル(BCP)に合わせた感染対策を継続する。主な感染対策として、環境整備や日常的な消毒および検温等の体調管理を継続していく。新型コロナウイルス感染状況を見ながら、随時受け入れの制限や休業等の判断をする。
- ③法人ホームページに月間利用状況情報を掲載することで、利用の促進につなげる。
- ④共同生活住居矢部ホームの利用者の生活に配慮しながら、主に緊急時の利用が必要な方等を優先的に受け入れていく。夜勤シフトなど職員の配置を整え、いつでも受け入れ可能な状態になるよう、体制を整えていく。また、重度の方の受け入れに対応できるよう、レインボーハウスの研修を行うなど、職員の介護支援体制を充実させていく。

西部福祉会館（生活介護）事業計画

【事業について】

令和3年度は昨年につき、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、新たな日常の中にもストレスの軽減を図った、安心して利用できる支援環境を築いていく。

さらに、社会参加の側面及びリハビリの観点から収益を含めた幅広い作業活動にも創意工夫した取組みを行っていく。同時に「働く」事を目標にしている利用者に対しては、工賃アップにつながる仕事の確保に努めていく。

リハビリ希望者は30名を超えた状況が続いており、ニーズの高さに応えるべく、理学療法士による施術とリハビリ計画をもとにチーム支援による日常的なリハビリを安定して行っていく。物理療法提供機器の整備について今年度も助成事業申込を行っていく。

看護師を手厚く配置整備したことで、利用者にとって医療面と健康面において安心した支援と相談環境を提供できることを事業所の強みとし、重度障害者への支援環境を整備していく。

職員の腰痛防止はじめ働く環境改善の取組みを継続して行っていく。

【重点目標】

- 1 新型コロナウイルス感染防止はじめ各種感染防止対策に取組み、ICT機器の活用等、新たな日常を創意工夫していく。
- 2 グループ支援をより効果的に提供するために、毎月グループミーティングを実施し、支援の統一と改善提案等発信の場として機能させていく。
- 3 重度障害者支援環境を充実するために、看護師配置を常勤換算3名以上にし、医療行為を伴う介護と健康相談体制を充実させていく。また強度行動障害支援に向け支援者養成研修修了者をさらに増員養成していく。
- 4 職員の支援スキルアップの為に、事例検討会議を土曜出勤日の研修に組入れ定期的に開催していく。また他施設見学や研修参加についてもコロナ感染防止を図りつつ参加機会を探っていく。
- 5 腰痛防止のためにノーリフトケアを心掛けた支援スキルの獲得と介護機器等の情報収集と活用に取り組んでいく。

西部福祉会館地域活動支援センター事業計画

【事業について】

新城市より委託を受け、新城福祉会館が実施する西部福祉会館地域活動支援センター（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第4号の規定に基づき、障害をお持ちの方の日中活動の場として、創作的活動又は生産活動等の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図っていく。

【令和3年度重点目標】 定員10名

1. 感染防止対策の徹底

新型コロナ感染防止対策を徹底し、西部福祉会館を利用希望される方々が、安心して過ごす事が出来る「居場所」提供に努めていく。

2. 食事と入浴の提供

一人ひとりの嗜好に合わせた満足感のある食事提供を行うことで、居心地の良い場所として来所目的としていただく。また希望に応じ、入浴支援等心身の清潔衛生保持を通じ生活リズム構築に役割を果たしていく。

3. 創作的活動及び作業機会の提供（工賃支払を視野に含む）

利用者一人ひとりの「やりたいこと」に対応するために創作的活動や作業機会、娯楽機会さらに「働きたい」意欲を尊重する「仕事」提供に努めていく。

4. 就労移行および、さらなる就労定着に向けた支援

社会参加及び就労に向けた準備、日常生活の訓練補助として、生活リズムの確立と対人関係への助言等を行っていく。

また就労定着継続の為、働く仲間同士の交流の場づくりを支援していく。

5. 支援計画に基づいた体制づくり

利用者の生活やその他変化があった際には、タイムリーな支援計画の更新に努め、利用者の希望する暮らしを目指し関係機関と連携協働体制を作っていく。

6. 研修参加

障害特性に対する理解と支援スキルの向上のために、職員研修の情報提供と参加の機会を設ける。

西部福祉会館高齢者ふれあい相談センター事業計画

【事業運営方針】

社会福祉法人新城福祉会が新城市より指定管理を受託して設置運営する西部福祉会館高齢者ふれあい相談センター（以下「ふれあい相談センター」という。）が行う事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくことができるように、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の地域における窓口として、高齢者及びその家族からの総合的な相談に応じるとともに、関係機関との連絡及び調整並びに介護予防の実施及び生活支援サービスの提供に係る調整を行うために、新城市高齢者ふれあい相談センター運営事業実施要綱に添って実施するものである。

【事業の内容（重点目標）】

- (1) 地域の要援護高齢者の心身の状況、家族の状況等の実態を把握するために、訪問、電話、来所等を通して、年間620件以上の実態把握を目指していく。
- (2) 各種介護予防サービス等を利用できるように、福祉課、包括支援センター、民生委員、居宅介護支援事業所等と日常的に情報交換し、連携を深め、スムーズなサービス提供に努めていく。
- (3) 相談業務の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設け参加していく。
- (4) 相談内容、処理状況等については、毎月市に事業実施状況の報告を行う。
- (5) 地域生活体制整備事業として第2層生活支援コーディネーター機能を担う。
- (6) 認知症カフェ（結カフェ）の取組みを千郷地区民児協へ紹介し、ミニデイ以外にもコミュニティー活動のメニューとして案内および協働していく。

西部福祉会館指定管理業務に関する事業計画

【管理運営の理念・方針】

西部福祉会館指定管理者（令和2年度～令和6年度の5か年）として、新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例並びに新城市西部福祉会館管理及び運営に関する規則に基づき、指定管理業務を行う。

建物設備備品の維持管理においては、市と密接な連携を取りながら、定期的な点検等により、利用者に不利益が及ばないようにする。

協定書に基づき年度末には満足度調査を実施し、施設運営に活かしていく。

【令和3年度重点計画】

西部福祉会館指定管理に関する事業計画は、基本的に新城市西部福祉会館の管理に関する基本協定書に従って運営するものである。

「地域交流」「会館利用」への取組みとして様々な市民団体さらに民生児童委員連絡協議会、老人クラブ等へ気軽に安心して利用できるように案内していく。

指定管理契約協定更新2期目であり、地域に求められる利用しやすい清潔で安心できる会館運営に努めていく。特に防災に係る地域資源としての役割を果たすために、防災訓練時には地区民生児童委員や区長役員へ見学等参加を依頼していく。

東三河北部障害者就業・生活支援センター ウィル事業計画

1. 事業所

事業名：障害者就業・生活支援センター事業
(雇用安定等事業／生活支援等事業)

職員配置：センター長兼主任就業支援担当者 1名(常勤)
就業支援担当者 1名(常勤)
生活支援担当者 1名(常勤)

委託費：雇用安定等事業 14,966,000円(令和2年度契約額)※
生活支援等事業 4,712,000円(令和2年度契約額)※

※令和3年度契約額は未確定

2. 基本方針

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、必要な支援を行うことにより雇用の促進及び職業生活の安定を図る。

3. 基本事業

障害者就業・生活支援センター事業として下記の取り組みを実施する。

- ① 障害者雇用にかかる相談・支援業務の実施
- ② 地域の就労支援力底上げのためのネットワーク形成・セミナー等の実施
- ③ 職場定着や就労促進のための在職者交流及びピアサポート活動の実施
- ④ 国等が主催する会議・研修等への出席
- ⑤ 県内の障害者就業・生活支援センター間の連携強化

4. 令和3年度重点目標

令和3年度雇用安定等事業については、これまで少しずつ追加されてきた事業内容が見直しされた。そのこととウィルにおける現状とを鑑み、下記の項目を重点目標として実施する。

- ① 雇用を前提としない体験型職場実習の実施・強化
・就労移行支援事業所等と連携し、職業上の課題の明確化を図る。
- ② ピアサポート活動等(オンラインのツール活用含む)の拡大
・昨年度の取り組みにより一定の成果が得られたため、対象者を拡大する。
- ③ 障害者就業支援アドバイザーの委嘱
・精神科医より助言を得て、精神障害者等への就労支援力の強化を目指す。
- ④ 数値目標
・支援対象者 260名 ・実習件数 20件 ・就職件数 22件
・定着率 75%(令和2年度就職者の1年後の継続率)

新城市基幹相談支援センター（東三河北部）事業計画

1. 委託内容

委託業務：新城市、設楽町、東栄町、豊根村より委託された基幹相談支援センター運営事業実施要綱に基づく地域における基幹相談支援センター事業の実施。

委託料：新城市／9,773,000円

設楽町／360,000円

東栄町／360,000円

豊根村／360,000円

職員配置：センター長1名（常勤）

相談員等1名（非常勤／新城市担当）

相談支援専門員1名（非常勤／設楽町・東栄町・豊根村担当）

契約期間：2021年4月1日から2022年3月31日

設置場所：しんしろ福祉会館2階

2. 基本業務

- ①サービス等利用計画の検査に関する事業
- ②虐待防止センターに関する事業
- ③障害への理解・啓発に関する事業
- ④相談支援連絡会に関する事業
- ⑤相談員はじめ支援機関のスキルアップ、研修等に関する事業
- ⑥居宅介護支援事業所連絡会に関する事業
- ⑦他分野含む関係機関との連携に関する事業
- ⑧困難事例への対応に関する事業
- ⑨地域移行・地域定着支援に関する事業
- ⑩自立支援協議会の運営に関する事業
- ⑪前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する事業及び業務に付随する業務
- ⑫新城市をはじめ設楽町、東栄町、豊根村を含む東三河北部圏域における基幹相談支援機能の構築

※新城市においては全業務。設楽町・東栄町・豊根村においては⑤⑧⑨⑫業務を中心に担う。

3. 令和3年度の重点目標

- ①市町村自立支援協議会中心に「地域の課題解決に向けた取り組み」の実践に力を入れる。同時に新城市および東三河北部圏域の支援者スキル向上に向けた研修の充実に取り組む。

新城市生活困窮者等就労準備支援事業計画

1. 委託内容

委託業務：新城市より委託された新城市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱に基づく生活困窮者等就労準備支援事業の実施。

委託料：8,683,000円

(内訳：基本額8,000,000円、インセンティブ加算額683,000円)

職員配置：責任者1名(常勤・兼務)

就労準備支援員1名(常勤・専従)

契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日

設置場所：レインボーはうす就労支援棟

2. 事業目的

就労意欲の低下や、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、その段階に応じて一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援又は就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して実施し、生活困窮者等の自立促進を図ること。

3. 事業内容

①日常生活自立支援

昼夜逆転など、社会生活を営む基本的な生活習慣が不十分である者に対し、訪問や来所による相談を行なう中で、定時に起床・出勤する習慣付けを行い、自らの健康管理や生活管理を行う意識の醸成を行う。

②社会生活自立支援

生活習慣は確立しているものの、社会参加のために支援が必要な者に対し、レインボーはうす始めボランティア活動や地域の事業所での職場見学、援助付き就労体験など、就労の前段階として必要な社会参加能力を身につけるための指導・訓練を行う。

③就労自立支援

一般就労に向けた実践的支援が必要な者に対し、継続的な就労体験の場を提供するとともに、模擬面接の実施や就職活動に向けた技法・知識の習得など、一般就労に向けた具体的な準備支援を行う。また、対象者の必要に応じた求職活動支援や、就職後の職場定着支援等を行う。

④社会資源の把握・連携先の開拓

本事業の支援に役立つ社会資源を把握し、就労体験やボランティアを受け入れる事業所やNPO法人等の連絡先を開拓するなど、継続的に支援メニューの多様化を図る。

4. 支援期間

1年を超えない期間とする。なお、本事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業又は福祉事務所のアセスメントにおいて改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用が可能である。

5. 利用料

無料とする。ただし、食事の提供に要する費用を除く。